

令和3年4月1日

学校法人 帝京科学大学 行動計画

【趣旨】

女性活躍推進法に基づき、教職員が生活と調和を図り、その個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくり、さらに女性の職業生活における活躍を支援することを目的として、次のとおり行動計画を策定します。

【計画期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

【本学の課題】

採用した労働者に占める女性労働者の比率
年次有給休暇の取得日数

【目標1】

全労働者に占める女性労働者の比率の維持・向上

採用した労働者に占める女性労働者の比率を40%以上とする。

<実施時期・取組み内容>

令和3年度 各事業所及びHP等にて男女共同参画関連の情報提供を行う。

令和4年度以降 男女共同参画社会の促進に向けた適切な採用を継続して実施する。

【目標2】

年次有給休暇取得日数の維持・向上

専任職員の有給休暇取得日数を年間平均10日以上とする。

<実施時期・取組み内容>

令和3年度 年次有給休暇の取得について周知徹底を実施。

令和4年度以降 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、一人当たりの平均年次有給休暇取得日数の維持・向上を図る。

以上